

前 金	部分払い
☒ 有 無	0 回

令和4年度水施第4号 三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事

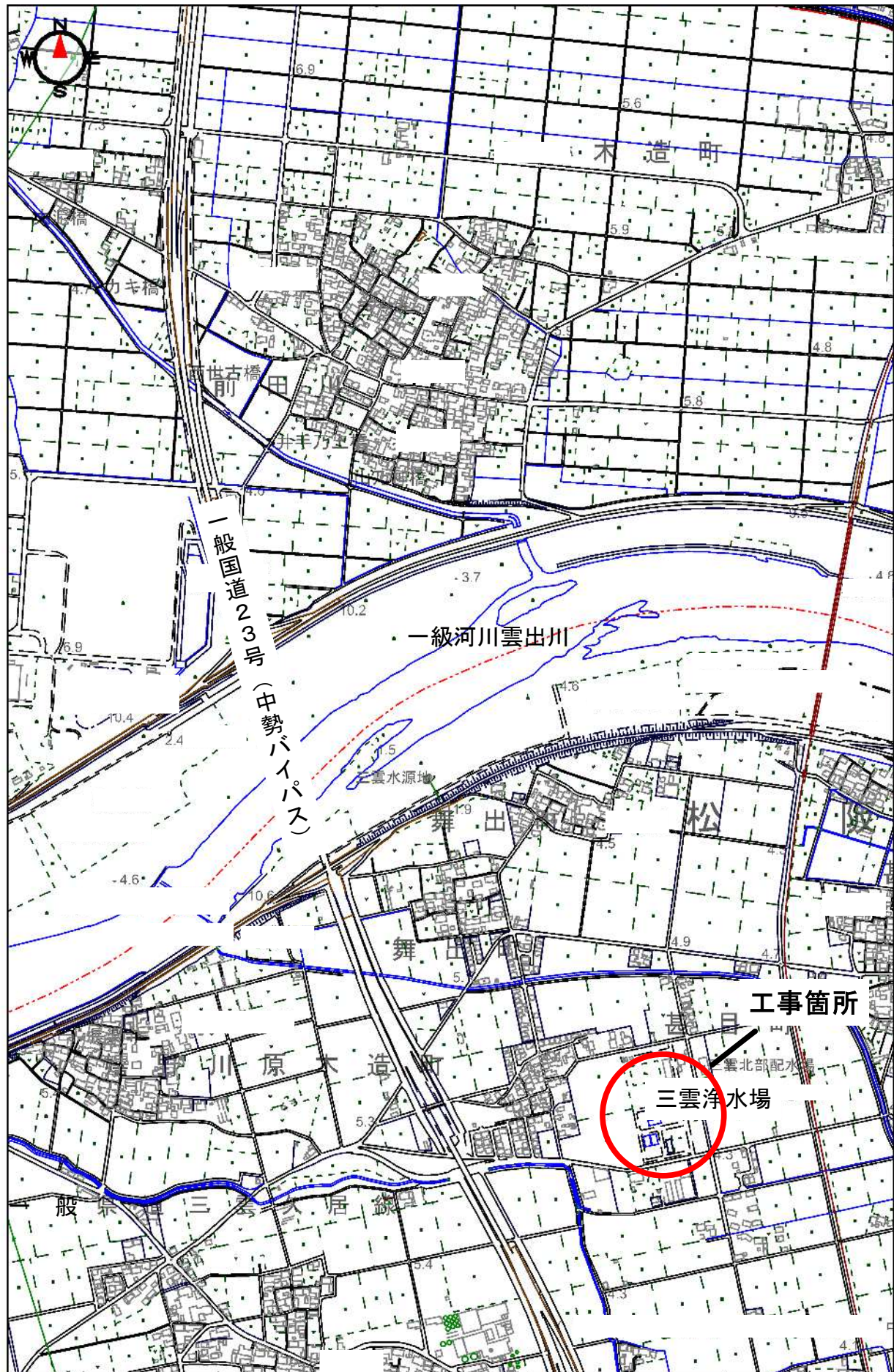
設 計 書

津市上下水道事業局
水道施設課

令和 4 年度 水施 第4号	工 事 設 計 書	局 長	
		局 次 長	
工 事 名	三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事	課 長	
		検 算 者	
施 工 場 所	松阪市 甚目町 地内	調 整 ・ 担 当 主 幹	
		担 当 主 幹	
設 計 金 額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)	担 当 副 主 幹	
		主 担 査 当	
工 期	令和5年1月31日限り		
		工 事 の 大 要	
排水ゲート更新 SUS製スライドゲート扉体 (有効幅500mm×有効高500mm) SUS製スライドゲート戸当り 一式 4門 4門			

位置図

令和4年度水施第4号
三雲浄水場急速ろ過設備
排水ゲート更新工事



機 械 設 備 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	——	——	
	機器費			1	式	——		明細表第 1 号のとおり
		直接工事費		1	式	——	——	
			労務費	1	式	——		明細表第 2 号のとおり
			複合工費	1	式	——		明細表第 3 号のとおり
			直接経費	1	式	——		明細表第 4 号のとおり
			仮設費	1	式	——		明細表第 5 号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	——	——	
			共通仮設費	1	式	——		明細表第 6 号のとおり
			現場管理費	1	式	——		
			据付間接費	1	式	——		
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						
		設計技術費		1	式	——		
	計 (工事原価)							

機械設備内訳表

[illegible]

明細表

第 1 号

[illegible]

明細表

第 2 号

[illegible]

第 3 号

8

明細表

第 4 号

[illegible]

第 5 号

10

第 6 号

11

明細表

第 7 号

[illegible]

三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事

仕 様 書

津 市上下水道事業局 水道施設課

一般仕様

1. 適用範圍

この仕様書は、津市上下水道事業局 の発注する次の工事に適用する。

- 1) 工事名 三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事
2) 工事場所 松阪市 甚目町 地内

2. 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は次のとおりとする。なお、本仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、発注者の監督員の指示による。

- 1) 本仕様書
- 2) その他公的仕様書

3. 関係法令等の遵守

- 1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 工事中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

4. 適用法令

- 1) 建設業法
- 2) 水道法
- 3) 消防法
- 4) 計量法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 建築基準法
- 8) 三重県公共工事共通仕様書
- 9) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 10) 電気事業法
- 11) 電気用品安全法
- 12) 内線規程
- 13) 日本電気協会内線規定
- 14) 電気規格調査会規格 (JEC)
- 15) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 16) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- 17) 日本電池工業会規格 (SBA)

- 18) 日本照明工業会規格 (JLMA)
- 19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 20) 日本工業規格 (JIS)
- 21) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書 (JWWA)

※水道施設の技術的基準を定める省令 第一条、17のハに該当

- 22) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）による
- 23) ダム・堰施設技術基準(案)（国土交通省）
- 24) その他関係法令、条例、規格等

5. 打ち合わせ

本工事等の受注契約締結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

6. 承諾図書

受注者は、すみやかに機器の製作及び工事の施工に必要な図面等を作成し、発注者の監督員の承諾を受け、その後に着手すること。

7. 写真管理

1) 写真の分類

(1) 工事完成写真帳

工事の主要部について、同位置から施工前・施工中・完成の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上(施工前)・中(施工中)・下(完成)の順に配する。

(2) 工事施工写真

- ① 機器製作写真
- ② 現場施工写真
- ③ 材料検収写真
- ④ 品質管理写真
- ⑤ 出来形管理写真

(3) 工場検査写真

(4) 安全管理写真

2) 写真の撮影基準

- (1) 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。
また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

- (2) 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

- ① 工事名

- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

8. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。書類サイズは A4 とする。

1) 工事着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

- | | |
|--|----|
| (1) 工事着手届 | 1部 |
| (2) 工程表 | 1部 |
| (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届 | 1部 |
| (4) 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上） | 1部 |
| (5) 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上） | 1部 |
| (6) 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」
に基づく計画書、実施書等（必要な場合） | 1部 |
| (7) 建設業退職金共済掛金収納書 | 1部 |

2) 工期内の適時に提出するもの

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 打ち合わせ議事録（工事打合簿） | 2部 |
| (2) 施工計画書 | 2部 |
| (3) 施工体制台帳の写し（必要な場合） | 2部 |
| (4) 部分下請負通知書（必要な場合） | 2部 |
| (5) 承諾図書 | 2部 |
| (6) 段階確認書（随時） | 2部 |
| (7) 機材確認調書（材料確認調書） | 2部 |
| (8) 使用材料調書 | 2部 |
| (9) 工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合） | 2部 |
| (10) 諸官庁届出書 | 必要部数 |
| (11) 工事検査要求書（必要な場合） | 2部 |
| (12) 社内検査成績表 | 2部 |
| (13) 安全教育・研修・訓練報告書 | 2部 |
| (14) 危険予知活動記録書 | 2部 |
| (15) その他必要な書類 | 必要部数 |

3) 竣工時に提出するもの

- | | |
|------------------|----|
| (1) 完成報告書 | 2部 |
| (2) 施工監理記録 | 1部 |
| (3) 工事写真帳（電子媒体共） | 1部 |

(4) 工事完成写真帳	2部
(5) 完成図書 製本(金文字・黒表紙)	2部
電子データ	1部
(6) その他必要な書類	必要部数

9. 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載していないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

10. 機器等の保管

工事完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、発注者の監督員の指示によること。

11. 既設工作物の損傷

工事の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

12. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書(三重県公共工事共通仕様書 1-1-5施工計画書(4) 指定機械)の中で、(1) 機種、(2) メーカー名、(3) 型式、(4) 台数等を記載するものとする。なお、排出ガス対策型機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種については、この限りではない。

13. 現場の管理

受注者は現地工事開始とともに現場代理人及び主任技術者(監理技術者が必要な場合は監理技術者)を現地に常駐させ、工事の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。また、常に整理・清掃を実施し、工事完了に際しては、工事場所の清掃を実施するものとする。

14. 衛生管理

- 1) 工事箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

- 2) 作業従事者は、水道法第21条による健康診断(検便)を受け、その診断結果を提出し承諾を得て従事すること。(検便:赤痢・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・O157)

15. 試験及び検査

- 1) 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、発注者の監督員の指示により省略することができる。
- 2) 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて発注者の監督員に報告すること。
- 3) 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。

16. 竣工

1) 施設等の引き渡し

本工事で施工した設備、機器、施設等の引き渡しは、関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会等を実施し、必要な資料を提出すること。

3) 保証

保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とし、その間に受注者の責任に帰する不良個所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、新品に取替えるものとする。

保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

4) 予備品

施設等の維持に必要な予備品を必要量つけること。

17. その他

別紙、特記仕様書(共通編)参照。

三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事

特 記 仕 様 書

特 記 仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は、三雲浄水場急速ろ過設備排水ゲート更新工事に適用する。

2. 工事概要

本工事は、三雲浄水場内の急速ろ過設備排水ゲートが設置より、40年経過しており、水漏れがあることから既設の鋳鉄製の戸当たり、扉体を撤去し、SUS製のゲートに更新するものである。(8池中、1・3・5・7号池の4池)

また、三雲浄水場の運転を停止せずに、1池ずつ更新を行うもので、本仕様書に明記されていない場合においても、監督員、受注者及び浄水場管理業者と十分協議を行い施工すること。現場施工時期としては、別途発注予定である急速ろ過設備更新工事との調整が必要である為、10月中旬から始め12月末頃に完成すること。

3. 排水ゲートの使用目的

当該排水ゲートについては、急速ろ過設備において、ろ過池洗浄工程において濁った水を排出するゲートである。

4. 工事範囲

- (1) 排水渠側仮設 … 500mm×500mmの開口部を鉄板等で止水
- (2) 既設の鋳鉄製スライドゲート扉体及び戸当たりの撤去、駆動シャフト軸の撤去(再利用) … 開閉器は移動さないものとする。
- (3) 新規スライドゲート扉体、戸当たり部の製作・工場試験・輸送
(JWWA規定により、認定工場による検査を必要とする。)
- (4) 後打ちコンクリート施工
- (5) 排水ゲート(扉体・戸当たり)の設置、シャフト軸の再利用(組み立て)
- (6) 試運転・調整
- (7) その他必要な事項

5. 機器製作仕様

(1) 排水ゲート

形 式 : ステンレス製スライドゲート
※既設ゲート 鋳鉄製角形ゲート(前澤工業製)

数 量 : 4門

純 径 間 : 0.500m

有効高 : 0.500 m
設計水深 : 前面 3.605 m 背面 0 m
扉体高 : 0.570 m
扉体幅 : 0.640 m
水密方式 : 背面四方ゴム水密
揚程 : 0.530 m

(2) 扉 体

- (ア) 扉体は主横桁、縦桁及び補助桁を組合せその片側にスキンプレートを張った一体構造とし設計水压に充分耐え得るものとする。
- (イ) スキンプレートは板厚 9 mm 以上を使用すること。
- (ウ) 主桁の最大荷重時のたわみ度は径間の 1/800 以下とする。
- (エ) 水密ゴムは良質な合成ゴムを使用し、水密が保持できる構造とすること。また、ゴム押え板と取付ボルトはステンレス材を使用すること。
- (オ) 水密ゴムは取替え可能な構造とする。
- (カ) 横桁等に水が貯留しないよう水抜穴を設けること。
- (キ) ステンレス鋼材部は加工及び溶接後に酸洗い処理を行うものとする。
- (ク) その他構造設計に関しては、ダム・堰施設技術基準（案）により設計を行うものとする。

(3) 戸当り

- (ア) 戸当り金物の表面露出部はステンレス鋼材とする。
- (イ) 戸当り金物は、扉体からの水压荷重を安全かつ有効にコンクリート内へ伝達すると共に、十分な強度を有する構造とする。
- (ウ) 戸当り金物のコンクリート埋設部はコンクリートの充填に支障のない構造とする。
- (エ) ステンレス鋼材部は加工及び溶接後に酸洗い処理を行うものとする。
- (オ) その他構造設計に関しては、ダム・堰施設技術基準（案）により設計を行うものとする。

(4) 使用材料

仕様材料は JIS 規格品または同等品以上とする。

(ア) 扉体	スキンプレート	SUS304
	桁構成材	SUS304
	水密ゴム	CR（合成ゴム）
	ゴム押え板	SUS304

	金物	SUS304
	ボルト・ナット類	SUS304
(イ) 戸当り	側部戸当り	SUS304
	上、下部戸当り	SUS304
	水密板	SUS304

(5) その他付属品

(ア) 基礎ボルト・ナット

(イ) その他必要なもの

6. 荷造り及び運搬

(1) 各機器は官立会検査を行った後、荷痛みの無い様十分な、荷造りを行い、現地へ搬入する。(輸送費は機器費に含む。)

(2) 搬入に際して各機器に損傷の無い様特に注意を払い、運搬中に不測の事故が生じた場合はすべて請負者の負担とする。

7. 仮設（止水）

ろ過池（1，3，5，7号池）の排水渠は、1つの槽となっており、1池改修中、他池から排水した際、逆流により排水が浸入することから、500×500mmの開口部に鉄板等で止水板を設置すること。

8. 撤去・据付

(1) 撤去・据付にあたっては、既存土木構造物及び既設戸当たりとの関連寸法を確認し定められた機能を満足するようにすること。

(2) ゲートの戸当りのアンカーボルト取付けは、十分強度を保持できるよう躯体鉄筋と溶接するなどにより緊結する。

9. 試験・検査

各機器は製作工場にて製作工場及び組み立て完了後適用規格に準拠して各種試験及び検査を行うものとする。なお、JWWA 規定により、水道協会認定工場にて検査を要する。

10. 他工事との調整

別途、発注予定である急速ろ過設備のポンプ及び配管等更新工事と工期が重なることから、工程調整を必要とする場合がある。

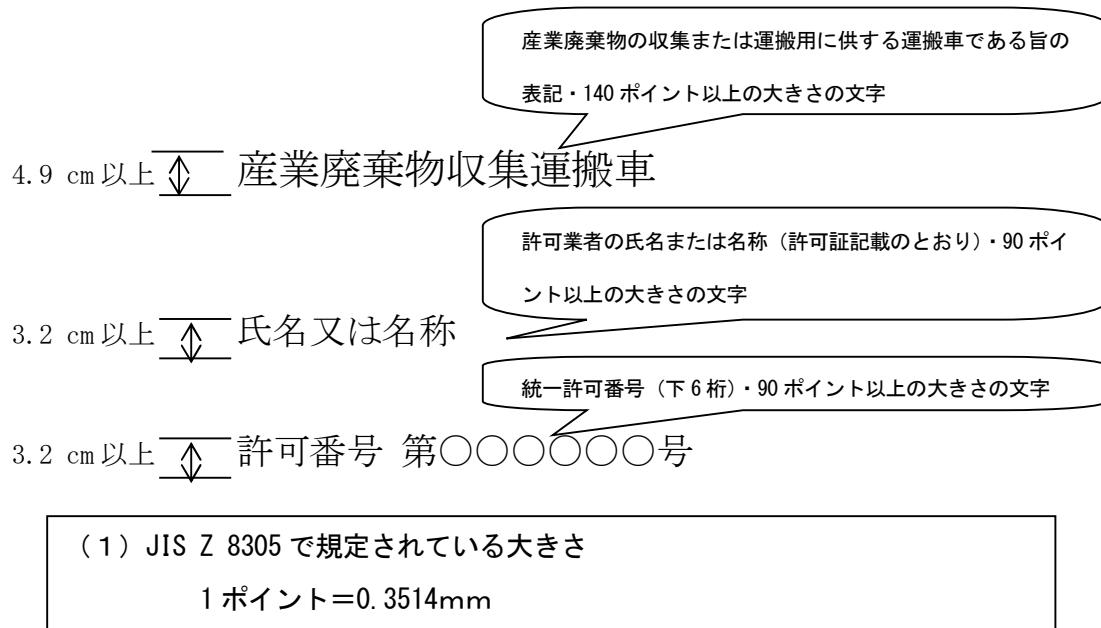
11. 特記事項

- (1) 施設の老朽化と、当初の完成図書関係が揃っていないことから、十分に事前調査を行うこと。
- (2) 当該仕様書、設計図書に明記されていない事項であっても、当然必要とされるものについては、全て受注者の負担とする。
- (3) 工事全般において、三雲浄水場を運転しながらの工事となるため施工にあたり発注者及び浄水場管理業者と十分協議し、現場施工を行うこと。
- (4) 施工にあたり、1池ずつの更新であり、同時に2池施工することは不可である。
- (5) その他、別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）参照。

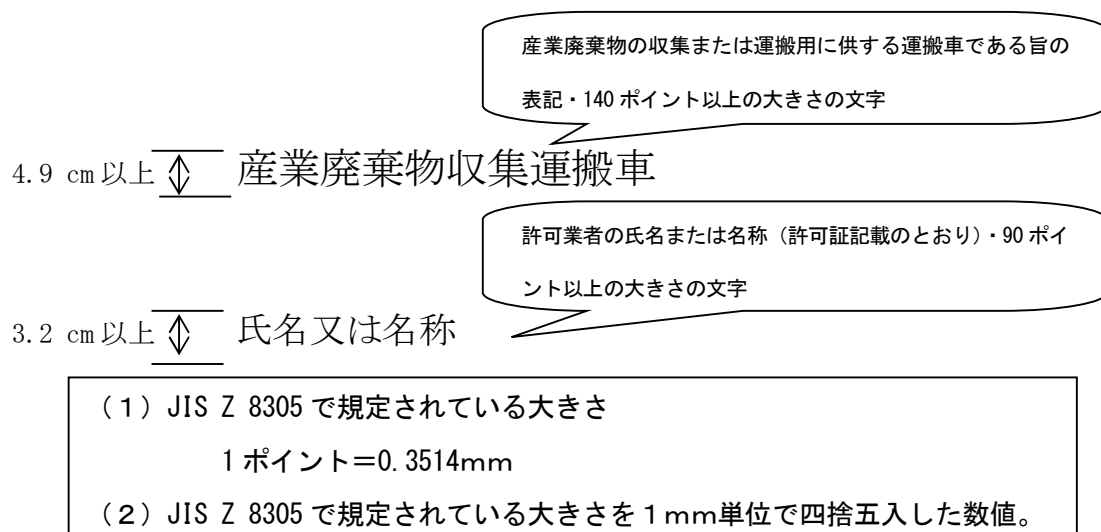
【産業廃棄物収集運搬車への表示・書面据付】

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面据付を行うものとする。

● 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



● 排出業者が自ら収集運搬する場合の表示例



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には、風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	官公庁への手続き等	☐ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。
	事業損失	☐ 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☐ 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。 ☒ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。
	民地の保全	☒ 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、紙、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☒ 工事により境界杭等が破壊、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
	安全対策	☒ 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 ☒ 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難しい場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 ☒ 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 また、施工時に影響が及び可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。 ☒ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 ☐ 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☐ 工種（ ）について、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 ☒ 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。 ☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないうような仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。
交通安全管理		☒ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差点道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。
		☐ 交通誘導警備員は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-33交通安全管理」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。
		☐ 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。

（注）上記条件及び内容のし印当欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 ☒ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 ☒ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	☒ 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。 ☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） ☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。 ☒ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	☒ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業者責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。
支払いに関	前金支払いに関する事項	☒ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
9 る事項		
その他	☒ 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内に於いて、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。 <名札の例> 主任・監理技術者 写真 2cm×3cm 程度 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印 注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2）所属会社の社印とする。	
	部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ）
	部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（ ） ☐ 部分引渡し時期（ ）
	巡回	☒ 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分		中区分	小区分（条件及び内容）
		その他	☐

(注) 上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：三雲浄水場内機械設備等更新工事)	☒ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整) ☒ 施工順序の調整 ☐ その他 (☐ 別途協議)
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名 (撤去・据付工) 施工時期及び施工時間 (濁水期 10月下旬から12月末) 施工方法 (4門中、1門ずつ施工)
	☐ 工期	工期は、繰越手続が完了後、(年 日) までに変更します。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	☐ 占用物件との工程調整が必要あり ☐ その他 ()	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 () ☐ その他 ()
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km)
	☐ その他 ()	☐ 使用条件・復旧方法 () ☐ その他 ()
	☒ 施工方法の制限あり	制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☒ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
公害対策関係	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ その他 ()
	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 交通誘導警備員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外
	☐ 交通安全施設等の配置	☐ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量として算出するため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の配置	☐ 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
	☐ 交通安全施設等の配置	③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)
	☐ 交通安全施設等の配置	☐ 交通誘導警備員の配置時間 () ☐ 交通誘導警備員の配置期間 ()
	☐ 交通安全施設等の配置	☐ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限 ☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ☒ 現場での安全確保（自主施工の原則） ☒ 事故速報の提出 ☐ その他（ ）	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） ☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☒ 受注者は、工事途中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 ☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他（ ）	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☐ 水替工（縮切排水工） ☐ その他（ ）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 転用あり（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 兼用あり（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ その他（ ） ☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いた作成のものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めの実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運輸距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☐ 建設発生土受入地未定 ☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運輸距離L＝ km ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の種類（ ☒ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別途図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運輸距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ）
工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	
	☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☐ その他（ ）	
工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ） ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期（ ） ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議 ☐ 防護（ ） ☐ その他（ ）
	☐ その他（ ）	
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） ☐ 工法区分（ ） ☐ 材料種類（ ） ☐ 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） ☐ 注入量（ ） ☐ その他（ ） ☐ 工法関係（ ） ☐ 材料関係（ ）
	☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（ ）	
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシュアース ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1機体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ））
	☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名： 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板 ） ☐ その他（ ）	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発生物あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ 現場環境改善費適用工事 ☐ その他（ ）	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） 保管場所（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 数量（ ） 数量（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 数量（ ） 数量（ ） その他（ ） ☐ 時期（令和 年 月 日） その他（ ） ☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ☐ 引渡場所（ ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ☐ 数量（ ） 運搬距離（L＝ km） ☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ） ☐ その他（ ）
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和3年7月1日）） ☒ 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくとも有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。」とある。 ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。」と読み替えるものとする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 ☒ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	☒ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工種を重点監督とする。)	☒ 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(☐ 2部 ☒ (1) 部) とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 3 年 7 月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上 (☐ A 検定 ☐ B 検定) (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31 日までの間に別に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期 間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の 設置	☐ 特例監理技術者の設置	☐ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合 は、追加特記仕様書〔特例監理技術者等の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」 を参照）
配慮依頼事項	☒ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 ☒ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製 品の使用 ☒ 建設機械・機器等の借入れ ☒ 使用人等において市民の活用	☒ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等 において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 ☒ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮する こと。 ☒ 建設機械・機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。 ☒ 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	☒ 津市公契約条例に関する特記	☒ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場 における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事 務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検 査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市公契約条例		2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
社会保険等未加入対策 対策	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	法定福利費を明記した標準見積書の活用	法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用を努めること。 (津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)
暴力団等の不当介入の排除等	暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
☒ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	☒ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	☒ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者等の多人数が集まる場面や密閉・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の影響に及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更が必要であると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要であると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。
☐ ワンデーレスボンス	☐ ワンデーレスボンスの実施	☐ 1 この工事は、ワンデーレスボンス実施対象工事である。 「ワンデーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 なお、質問・協議等に当たっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。 3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。 4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の施設を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポインントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。 5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充当日数と証紙購入日数に概ね合致していることを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	☐ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	☐ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者という。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
		(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工実施施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関する以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事等）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部（局）の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。
その他	☐ その他	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。